

払戻金制度について

当社の紹介による採用決定者が入社後、一身上の都合又は自己の責めに帰すべき事由により退職に至った場合、受領した紹介手数料の一部を、下記期間及び割合に定める金額を求人者へ返還致します。

紹介手数料の一部を返金する場合は、以下の通りとする。

- ・入社後 1 ヶ月以内に退職した場合：紹介手数料の 80%返金
- ・入社後 3 ヶ月以内に退職した場合：紹介手数料の 50%返金
- ・入社後 6 ヶ月以内に退職した場合：紹介手数料の 20%返金

派遣先で就業中の派遣労働者を紹介することにより発生した紹介手数料や紹介予定派遣により発生した紹介手数料については、この払戻金制度は適用致しません。

また、払戻金制度は、有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。

以上

許可番号 27-ユ-020182

事業所の名称及び所在地

株式会社ヒューマンウェイブ 大阪本社

大阪府大阪市北区曽根崎新地 1-1-49

梅田滋賀ビル 11 階